

介護保険関係の所得控除等に必要書類の交付について

①障害者控除対象者認定証

確定申告などで所得を申告する際に、申告する本人もしくは扶養親族が障害者である場合、一定金額を所得から控除できる制度があります。基本的には障害者手帳をお持ちの方が対象ですが、介護保険の要介護認定を受けている方でも対象となる場合があります。控除を受けるためには、町が発行する「障害者控除対象者認定証」が必要です。

◇対象となる方
65歳以上の要介護1以上の認定を受けている方で、介護保険の主治医意見書や認定調査票から、身体もしくは精神に一定の障害があると確認できる方。

②おむつ代医療費控除確認証

傷病により寝たきりで医師の治療を受けており、おむつの使用が必要であると診断された場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。

◇対象となる方
要介護または要支援の認定を受けており、概ね6か月以上寝たきりの方、もしくは同様と認められる方で、介護保険の主治医意見書からおむつの使用が常時必要であることを確認できる方。

ます。控除を受けるためには、おむつ代の領収書と、1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要で、2年目以降は町で発行する「おむつ代医療費控除確認証」で医師の証明書の代用ができます。

書からおむつの使用が常時必要であることを確認できる方。

後期高齢者医療制度 医療費等通知

①・②ともに、対象者本人、もしくはその家族の方（扶養している方）からの申請により、保健福祉センターで確定申告時の所得控除に必要な書類を交付しますので、事前に担当まで電話連絡をお願いします。

ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数などの受診内容を確認していただくため、「医療費等通知書」を1月下旬にお送りします。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83・2777

通知書には、診療年月、医療機関の名称、医療費（10割・自己負担相当額）などを記載しています。

カット

発送の対象は、令和2年12月1日現在、東京都後期高齢者医療の被保険者の資格があり、令和元年9月から令和2年8月までの12か月間の医療機関などへの受診について、医療費（自己負担分+保険者負担分）などの合計金額が5万円を超える月がある方です。

町内医療機関通院送迎サービス（外出支援サービス）を行っています

町では、在宅で生活する65歳以上の方で、医療機関への通院が困難な方を対象に、町内の医療機関・歯科診療所（別表1参照）への通院送迎サービスを実施しています。

*利用料は無料です。
*ご希望の方は、保健福祉センターまたは社会福祉協議会事務局にある、申請書をご記入のうえ、提出してください。

【別表1】

曜日	送迎場所
月曜日	奥多摩病院
月曜日（午後）	古里歯科診療所
火曜日	双葉会診療所
水曜日	川辺医院
木曜日	奥多摩病院
金曜日（午前）	奥多摩病院
金曜日（午後）	峰谷診療所

※問い合わせは、東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター
☎0570(086)519
住民課 ☎83・2182